

**宝石もしくは装飾用に供される物質の  
定義および命名法に関する規定**

平成 27 年 1 月

一般社団法人 宝石鑑別団体協議会

一般社団法人 日本ジュエリー協会

# 宝石もしくは装飾用に供される物質の 定義および命名法に関する規定

平成6年6月1日 施行

平成11年1月25日 一部改訂

平成16年9月1日 改訂

## 第1章 分類および定義

### 1-1 分類

装飾用に供される物質（真珠は別に定める規定による）生成起源により以下のように分類される。

- a. 天然石
- b. 人工生産物
  - b-1. 合成石
  - b-2. 人造石
  - b-3. 模造石

ただし、〈宝石〉はこれらの中で天然石のみを指す用語であり、合成石、人造石、模造石などの人工生産物には用いられない。

### 1-2 定義

#### 1-2-1 天然石

天然石とは、人的手段を介さずに自然界で生成された宝石物質（鉱物、岩石および有機物）をいう。

ただし、天然宝石には、カット、研磨以外の人的手段が加えられていないもの、および生成後に色、外観の処理がなされたものが含まれる。

- a. 現在、カット、研磨以外に人的手段が加えられていないとされるもの（もしくは、非常に希なもの）
- b. カット、研磨以外に人的手段の加えられた痕跡を認められないもの
- c. 加熱
- d. 無色オイルの含浸
- e. オイル以外の無色物質の含浸
- f. 漂白
- g. 着色（染色を含む）
- h. コーティング（ペインティングを含む）
- i. 拡散
- j. 放射線照射
- k. 着色物質の含浸
- l. 充填
- m. レーザードリリング
- n. 高温高圧プロセス
- o. その他（上記以外）

## 1-2-2 人工生産物

人工生産物とは、人の手により、全てもしくは一部が生成された物質をいう。

### 1) 合成石

同種の天然石とほとんどあるいは全く同一の化学特性、物理特性、内部構造を有する、一部あるいは全体を人工的に生産した物質をいう。

- a. ダイヤモンド
- b. ルビー
- c. サファイア
- d. アレキサンドライト
- e. エメラルド
- f. スピネル
- g. 水晶
- h. オパール
- i. ベリル
- j. モアッサナイト
- k. ジンサイト(ジンカイト) など

### 2) 人造石

天然には対応物が存在しないが、一定の化学特性、物理特性、内部構造を有し、人工的に生産した物質をいう。

- a. YAG(イットリウム・アルミニウム・ガーネット)
- b. GGG(ガドリニウム・ガリウム・ガーネット)
- c. キュービック・ジルコニア
- d. チタン酸ストロンチウム
- e. チタン酸マグネシウム など

### 3) 模造石

天然石あるいは合成石の色、外観、質感を模倣したもので、その化学特性、物理特性、内部構造が対応物のそれと、一部あるいはすべて異なるものをいう。

- a. ガラス
- b. プラスチック
- c. セラミック
- d. 張合せ石
- e. 再生・プレス製品 など

## 第2章 命名法

### 2-1 表記

1-1で定める分類に基づき、以下のような表記を行なう。

#### 2-1-1 天然石

鉱物名(Group/Species) 別表参照  
すべて〈天然〉の接頭語を冠する。

宝石名(variety) 別表参照  
すべて〈天然〉の接頭語を冠しない。カラーバラエティの付加は任意とする。

開示コメント(comment) 別表参照  
処理内容を明記する。但し、確証を得ることができないものには、その旨をコメントする。

#### 2-1-2 合成石

1-2-2(1)で定める合成石には〈合成〉の接頭語を必ず冠する。  
合成以外の、天然石と誤認されるような接頭語は、いずれの場合でも使用してはならない。

#### 2-1-3 人造石

1-2-2(2)で定める人造石には〈人造〉の接頭語を必ず冠する。

#### 2-1-4 模造石

1-2-2(3)で定める模造石の場合、張合わせ石以外はすべて〈模造石〉と表記する。  
ただし、素材が同定できる場合には、素材名を付記しても良い。  
また、張合わせ石については、〈タブレット〉あるいは〈トリプレット〉の表記を用いる。

### 2-2 呼称に関する規定

#### 2-2-1 色石の記述

天然石、合成石および人造石の呼称に、色名を冠することは任意とする。

#### 2-2-2 特殊な光学効果に関する表記

次のような特殊な光学効果を有する天然宝石、合成石および人造石は、その効果名と共に、各々の石名を必ず記述せねばならない。

a. **アステリズム (スター効果、星彩効果)**

アステリズムを示す場合、石名に〈スター〉の接頭語を冠して表記する。

b. **シャトヤンシー (キャッツ・アイ効果、変彩効果)**

シャトヤンシーを示す場合、石名に〈キャッツ・アイ〉の接尾語を付けて表記する。

c. **変色性 (カラー・チェンジ)**

クリソベリルの中で変色性を示す種類のみがアレキサンドライトと命名される。

その他の変色性を示す天然、合成あるいは人造石の場合には、石名に〈カラー・チェンジ・タイプ〉の接尾語を付けて表記する。

**d. アベンチュレッセンス(アベンチュリン効果)**

アベンチュレッセンスを示す種類には、石名に〈アベンチュリン〉の接頭語が冠されることがある。

**2-2-3 呼称の誤用**

各々の、石名については、別に定める正しい呼称を使用しなければならない。

全く性質の異なる宝石名を併記した誤称、あるいは製造メーカーにより意匠登録された商業名などで表記してはならない。